

第17章 金融制度

1. 金融機関

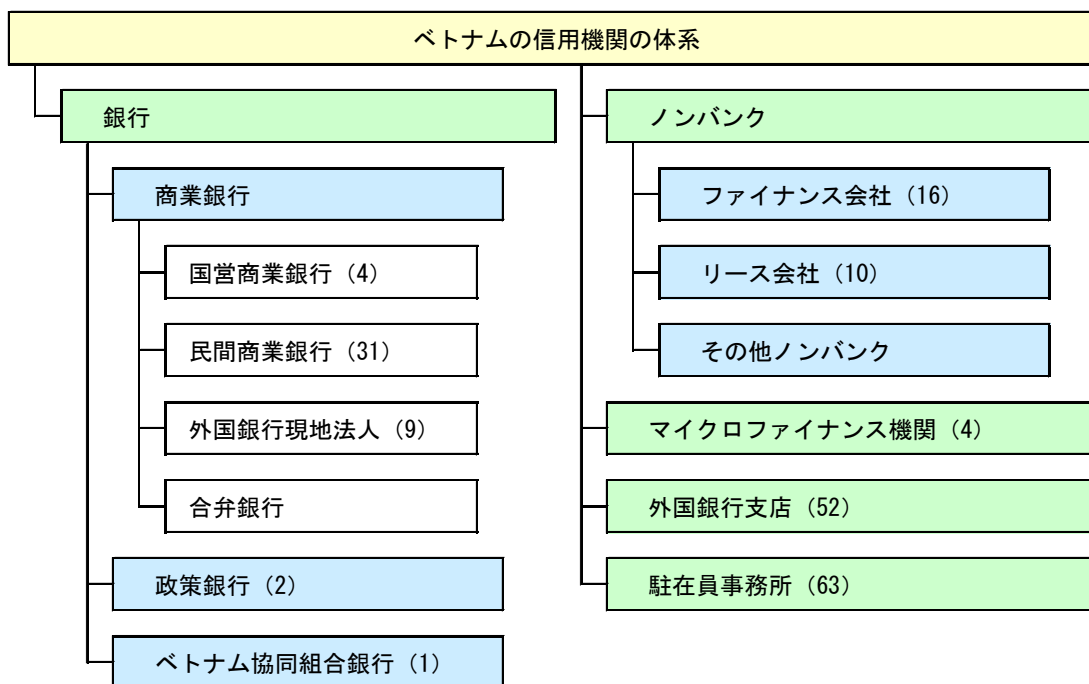
ベトナムの金融機関の監督官庁はベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam : SBV）である。SBVのウェブサイトによると、2022年9月末時点、同国の信用機関には、商業銀行44行、政策銀行2行、ベトナム協同組合銀行1行、ノンバンク26社、マイクロファイナンス4機関、外国銀行支店52行などから形成されている。

ベトナムでは、2004年6月に与信機関法が改正され、外国金融機関の投資に関し、①100%外資系銀行の設立、②国内の金融機関に対する外国金融機関の資本出資・株式取得を容認するなどの改革が行われた。その後、2010年の同法の改正では、ノンバンクに係る規定が加わっている。

2010年代に入り、ベトナムでは金融再編計画を進めている。2012年には、銀行の経営状態別の分類に基づき、脆弱とされた銀行の処理を集中的に進めることを骨子とする金融再編計画が、首相決定（No.254/2012/QD-TTg）として公布された。これにより、2011～2015年の5年間で、買収・合併や解散などで銀行が9行、ノンバンク2社、外資系銀行8支店が整理統合された。

また、2017年以降は不良債権処理に関する国会決議がなされ、不良債権の徹底的な処理に重点を置いた、預金者権利の保護、金融システムの安定確保、脆弱な経営基盤の金融機関の整理などを実施してきたものの、新型コロナウイルスの影響による不良債権の増加が懸念されている。

図表 17-1 ベトナムの金融機関



(注) 括弧内の数字は該当する金融機関の数を示す。ただし、合併銀行、その他ノンバンクには対象となる銀行または企業がなかったため、金融機関数を示していない。

(出所) ベトナム国家銀行ウェブサイトより作成

(1) 中央銀行

ベトナム国家銀行（State Bank of Vietnam：SBV）は、ベトナムの中央銀行であり、金融監督機関でもある。2010年のベトナム国家銀行法（Law on the State Bank of Vietnam 2010）に基づき、ベトナム国家銀行は政府の一つの省庁と規定され、またその権限、機能、組織などが定められている。金融機関の監督以外の役割としては、通貨政策の策定、外国為替準備金管理などがある。

歴史を振り返ると、SBVやベトナムの銀行制度は、同国が社会主義国であることによる影響を大いに受けてきた。1986年のドイモイ政策導入後、SBVは1988年まではモノバンクシステムを採用し、中央銀行としての機能と商業銀行としての機能の二つを有していた。1990年に二階層銀行制度へと移行し、民間資本が銀行セクターに参入するようになった。

モノバンクの解体の際、商業銀行部局がSBVから独立し、四つの国有商業銀行になった。ベトナム産業貿易商業銀行（Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade：VietinBank）は中央銀行の産業・商業融資部門、ベトナム農業農村開発銀行（Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development：Agribank）は農業部門、ベトナム外国貿易商業銀行（Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam：Vietcombank）は外国貿易部門、ベトナム投資開発銀行（Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam：BIDV）はインフラ部門を担っていた。

(2) 商業銀行

商業銀行部門は、①国有商業銀行（State Owned Commercial Banks）、②民間商業銀行（Joint-Stock Commercial Banks）、③外国銀行（Wholly Foreign Owned Banks）の3部門に大別される。

① 国有商業銀行

2019年6月末時点、国有商業銀行は、Agribank、Global Petro Sole Bank（GP Bank）、OCEAN Bank、Construction Bankの4行である。ただし、かつてSBVから独立したVietcombank、VietinBank、BIDVの3行は2014年までに株式上場を果たし、SBV以外の株主が現れたことから、民間商業銀行として扱われているが、SBVの持株比率が50%超であるため、統計上、当該3行を含めた計7行が、国有商業銀行として見なされることも多い。

なお、戦略的外国投資家（Foreign Strategic Investor）として、Vietcombankはみずほ銀行、VietinBankは三菱UFJ銀行と世界銀行グループの国際金融公社（IFC）などによる出資を受けている。ベトナムの銀行には外国投資家に対する出資比率規制があり、その上限は30%である。ただし、戦略投資家の出資上限は20%、外国機関投資家は15%、個人投資家は5%と上限が定められている。

Agribank、Vietcombank、VietinBank、BIDVの4行は、当初は特定の政策目的のもと国有企業向けの融資を行っていたが、国有企業だけでなく民間企業向けの融資を増やしている。当該4行に加え、1997～2015年にはメコンデルタ住宅開発銀行（MHB）が国有商業銀行として存在していたが、2015年5月にBIDVと合併し、Construction Bank、GP Bank、OCEAN Bankの3行は、財務内容の悪化を要因に、SBVがこれらの銀行の全発行済株式を0ドンで強制買収した商業銀行である。

過去に比べて存在感は低下したものの、国有銀行の存在は引き続き大きい。2022年6月時点では、ベトナムの金融機関の総資産に占める国有銀行の比率は7行合算ベースで41.4%と高い（図表17-2、17-3）。特に、VietinBank（2009年上場）、Vietcombank（2009年上場）、BIDV（2014年上場）は3大国有商業銀行として知られ、過半数はSBVが株式を保有しているものの、いずれもホーチミン証券取引所（HOSE）に上場している。

図表 17-2 金融機関の分類

	総資産	
	(兆ドン)	(構成比)
国営銀行	7,096	41.4%
商業銀行	289	1.7%
外国銀行、外国銀行支店、合併銀行	7,572	44.2%
ベトナム社会政策銀行（政策銀行）	1,685	9.8%
ファイナンス・リース会社	279	1.6%
人民信用基金	51	0.3%
ベトナム協同組合銀行	167	1.0%
合計	17,139	100.0%

（注） 2022年6月末時点。

（出所）ベトナム国家銀行より作成

図表 17-3 国有商業銀行一覧

国有商業銀行	略称	主要株主 (2021年12月時点)	
		Vietnam Bank for Agriculture and Rural Development	Agribank
Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam	Vietcombank	SBV みずほ銀行	74.80% 15.00%
Vietnam Joint Stock Commercial Bank for Industry and Trade	VietinBank	SBV 三菱UFJ銀行 IFC Cap Fund	64.46% 19.72% 5.39%
Joint Stock Commercial Bank for Investment and Development of Vietnam	BIDV	SBV	80.99%
Vietnam Construction Bank	Construction Bank	SBV	100%
Global Petro Commercial Bank	GP Bank	SBV	100%
OCEAN Commercial Bank	OCEAN Bank	SBV	100%

（出所）各種資料より作成

② 民間商業銀行

2022 年 9 月時点、SBV のウェブサイト上では、民間商業銀行 (Joint-Stock Commercial Bank) は 31 行ある (VietinBank、Vietcombank、BIDV の 3 行を含む)。商業銀行では国際的に活動する銀行の自己資本比率や流動性比率などに関する国際統一基準である「バーゼル II」の達成に向け、増資などの資本政策を行うケースが多い。バーゼル II では、達成すべき最低水準 (8%) はバーゼル I と変わらないものの、銀行が抱えるリスク計測 (自己資本比率に使われる分母の算出) の精緻化が行われている。これは、ベトナム国家銀行が 2016 年 12 月に発出した通達 41 号 (41/2016/TT-NHNN) に基づく対応である。今後はバーゼル III の導入も控えていることから、一部の銀行ではさらなる増資を行うことにより、財務体質を強化に向けた取組を行っている。

③ 外国銀行

2006 年、外資 100%による銀行の現地法人及び支店の設立が認められるようになった。2019 年 8 月時点では、ベトナムで 100%外資銀行や合弁銀行を設立する場合、設立申請書類を提出する年の直近 1 年間において、総資産の価値が 100 億米ドル以上相当であることが求められる。また、外国銀行の支店設立の場合は、その親会社の総資産額が 200 億米ドル以上相当でなければならないとされている。2022 年 9 月末時点 SBV のウェブサイトによると、ベトナムに進出している外国銀行には、英国系では香港上海銀行 (HSBC) とスタンダード・チャータード銀行、マレーシア系ではホンリョン銀行、パブリックバンク、CIMB、韓国系は新韓銀行とウリィ銀行、シンガポール系ではユナイテッド・オーバーシーズ銀行 (UOB)、豪州系ではオーストラリア・ニュージーランド銀行 (ANZ) の合計 9 行がある。

邦銀では、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行が、それぞれハノイ、ホーチミンに支店を設立している。ベトナムに進出した日系企業が頻繁に関わりを有することになるのは、邦銀のホーチミン支店やハノイ支店である。設立時の資本金口座開設や、資金調達に際しての親会社の保証をもとにした邦銀本体からの借入、邦銀支店を通じた親子ローン、海外送金サービスの提供などで進出済み日系企業にとっては必要不可欠な存在となっている。駐在員の給与は HSBC などの非日系外資銀行を利用することが多く、従業員への給与振込や現地取引先との決済などでは地場の銀行を利用することが多い。また、最近の動向として、みずほ銀行がベトナムのモバイル決済市場で最大手である Momo に出資を行うなど、邦銀と地場のフィンテック・スタートアップとの協業も始まっており、今後新たなサービス展開の可能性が高まっている。

(3) 政策銀行、協同組合銀行

ベトナムには商業銀行以外に政策銀行と協同組合銀行がある。政策銀行はベトナム社会政策銀行 (VBSP) とベトナム開発銀行 (VDB) の 2 行である。VBSP は貧困層や零細企業に融資する役割を担い、VDB は開発金融機関である。また、協同組合銀行であるベトナム協同組合銀行 (Co-operative Bank of Vietnam) は、ベトナム全土に展開する 1,162 の人民信用金庫 (PCF) の本部組織である⁶。

⁶ <https://www.co-opbank.vn/Introduction/Overview>

(4) ノンバンク

ノンバンクにはファイナンス会社とリース会社がある。なお、ファイナンス会社には、個人ローンや割賦販売などが含まれる。ノンバンクも不良債権問題を背景に業界再編の動きが見られ、外資による買収が続いている。2016年11月に新生銀行がMB Finance への出資を発表し（2017年11月に正式発足）、2017年2月には三井住友信託銀行がBIDV Financial Leasing への出資に関しSBVから基本承認を得て、同年5月に合併事業を開始した。

2021年4月には株式会社三井住友フィナンシャルグループの傘下であるSMBC コンシューマーファイナンス株式会社が、ベトナムの商業銀行であるVietnam Prosperity Joint Stock Commercial Bankから、100%子会社のVPBank Finance Company Limitedの持ち分49%について、関係当局からの許認可などを前提に取得することが発表された⁷。

(5) 駐在員事務所

SBVのウェブサイトによると、2022年9月末時点でベトナムに駐在員事務所を構える外国銀行などは63あり、この内の13拠点に日本の金融機関などが該当している。邦銀では、ホーチミン市に福岡銀行、大垣共立銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、群馬銀行、北國銀行、北陸銀行、ハノイ市に広島銀行、常陽銀行、十六銀行、国際協力銀行の計11行が駐在員事務所を構えている。この他、三菱UFJリース、アコムはホーチミン市に事務所がある。

また、近年は、日本の地方銀行が、現地でコンサルティング会社を設立する動きも現れている。2017年には、大垣共立銀行が、現地法人の設立、運営サポート、投資コンサルティング業務などを行う子会社をハノイに設立し、2019年10月には、東京きらぼしフィナンシャルグループの子会社であるきらぼし銀行が、ホーチミンにコンサルティングの現地法人を設立した。さらに、2021年11月に北國フィナンシャルホールディングスのグループ会社であるCCイノベーションがホーチミンに現地法人を設立し、タイに続いて現地でのコンサルティング業務を展開している。

2. ベトナムの金融市場

(1) 金融政策

SBVは、2021年の①経済成長、②通貨価値の維持、③金融システム（為替相場）の安定性を、その責務として負っている。これらの目標を達成するための金融政策手段として、政策金利の変更、預金準備率の変更、公開市場操作などを用いている。

SBVが調整する政策金利には、公定歩合（ディスカウントレート）とリファイナンスレートの2種類がある。公定歩合は短期の有価証券を商業銀行から買い取る際の金利で、リファイナンスレートはSBVが短期の有価証券を担保に商業銀行に対して貸出を行う際の金利である。

⁷ https://www.smbc.co.jp/news/pdf/j20210428_01.pdf

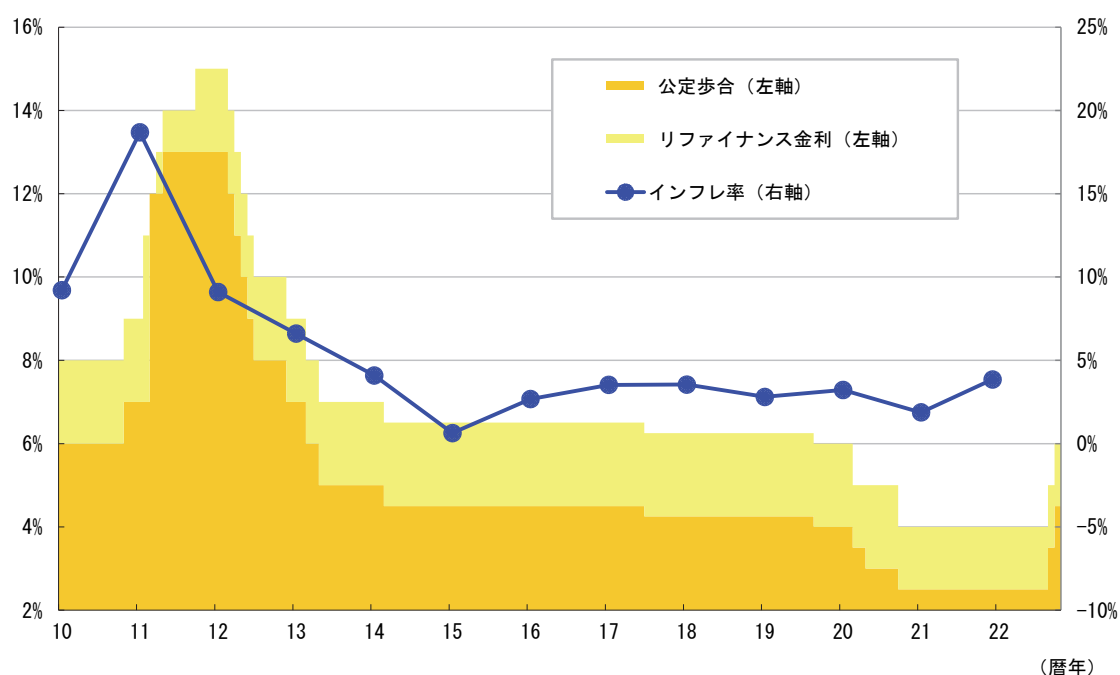
2014年3月から2017年6月まで、公定歩合は4.50%、リファイナンスレートは6.50%だったが、2017年7月に両政策金利を0.25%ずつ引き下げ、また2019年9月にもそれぞれ0.25%引き下げた。さらに、2020年に段階的に引き下げを行い、暫くの間公定歩合は2.50%、リファイナンスレートは4.00%となっていたが、2022年9月に1.00%ずつ引き上げ、公定歩合は3.50%、リファイナンスレートは5.00%となり、10月にも1%引き上げられ、2022年12月時点において、公定歩合は4.50%、リファイナンスレートは6.00%となっている。なお、インターバンク市場の指標金利はVNIBORと呼ばれ、国内・外国銀行大手行の調達金利の平均値として算出される。

また、ベトナムでは預金金利に対する規制がある（ドン預金：2020年9月30日付中央銀行決定1729/QD-NHNN、米ドル預金：2015年12月17日付中央銀行決定2589/QD-NHNN）。商業銀行などの場合、2022年9月時点のドン預金の上限金利は、普通預金と1ヵ月未満の定期預金が0.2%、1ヵ月以上6ヵ月未満の定期預金が4.0%となっている（信用機関やファイナンス機関における、1ヵ月以上6ヵ月未満の定期預金は4.75%）。また、米ドルの預金金利は期間に関わらず0%と規定されている。

SBVのウェブサイトによると、預金準備率は、銀行属性（分類）、預金期間、通貨によって異なる。2022年9月時点の預金準備率は、1年未満のドン預金に対して3%、1年以上のドン預金は1%に設定されており（政策銀行・農業銀行・協同組合銀行を除く）、外貨預金の準備率はそれぞれ8%と6%に設定されている。

また、通貨ドンには変動相場制が採用されているが、SBVが基準レートを毎日公表し、当該基準レートから上下3%の範囲内での取引となる（管理フロート制）。

図表 17-4 政策金利とインフレ率の推移



(出所) ベトナム国家銀行、中央統計局より作成

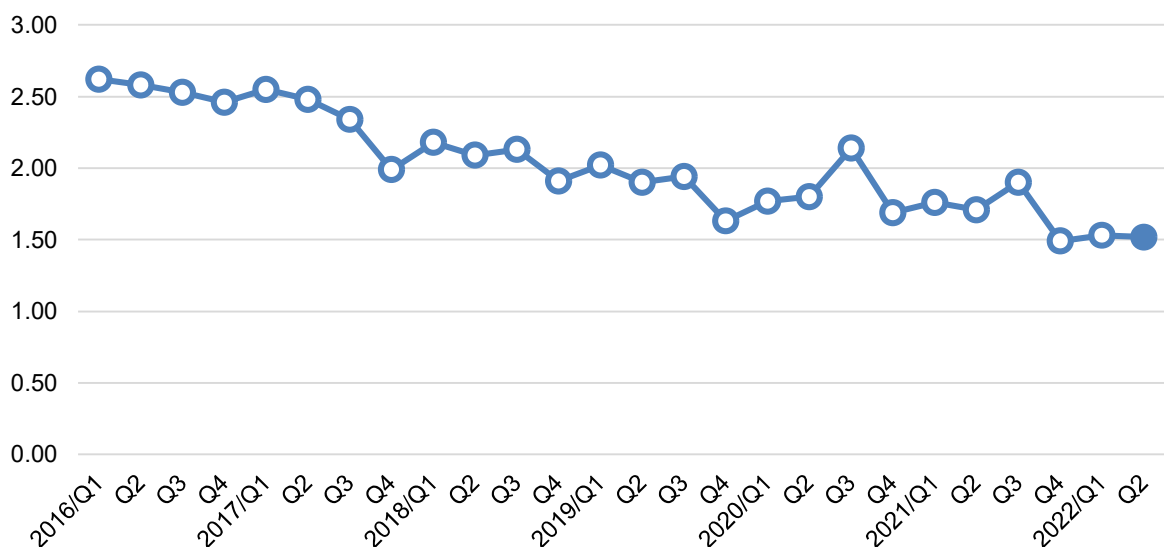
(2) 不良債権比率の現状

2000年代、ベトナムでは不動産投資ブームや銀行間の競争を背景に貸出が増加した。貸出の増加はベトナム経済の高成長を支えたが、2009～2010年に対前年比30%以上の高い伸びを記録した後、不良債権問題を深刻化させた主因ともなった。SBV統計によれば、不良債権比率は2012年9月末に4.9%まで上昇したが、実態は15%以上との見方もあった。

2013年には不良債権を処理する国家債権買取会社（Vietnam Asset Management Company：VAMC）を設立し、不良債権の処理を加速させた。また、2017年8月に金融機関の不良債権の試験的処理に関する国会決議42号（42/2017/QH14）が施行されてからも不良債権の処理が進んでいる。

これらの結果、不良債権率は低下傾向にあり、2021年6月末時点の不良債権率は1.52%となっている。

図表 17-5 不良債権比率の推移



(注) 2019年第2四半期のデータは報道ベース

(出所) ベトナム国家銀行

3. 資本市場

(1) 株式市場

ベトナムにはホーチミン、ハノイの2カ所に証券取引所があり、ホーチミン証券取引所(HOSE)、ハノイ証券取引所(HNX)とも財務省が保有する国有企業であったが、2021年12月に2つの証券取引所が経営統合し、新たに誕生したベトナム証券取引所(VNX)が持株会社としてHOSEとHNKの一体経営をスタートさせている。

ベトナムの上場銘柄数は2022年5月末時点でHOSEが415銘柄、HNXが348銘柄である。HOSEとHNXの上場基準は異なり、HNXにはHOSEよりも小規模の企業が上場している。HNXにはUPCoMという市場も併設されており、未上場の公開企業株式を取引する場となっている。HOSE上場企業のうち時価総額上位には国有企業(銀行を含む)が多く入る(図表17-6)。大手国有企業は上場しているものの浮動株比率は非常に低いのが特徴である。

HOSEの株価指数は上場全銘柄からなる時価総額加重平均指数で、2000年7月28日を基準(100)として算出されており、2022年9月末のHOSEの株価指数は1132.11である(図表17-7)。

以前はベトナムの株式市場には外資規制が設けられており、外国投資家の株式保有比率は49%(銀行は30%)が上限とされてきたが、2015年9月に49%を上限とする外国投資家の保有比率規制は撤廃された。ただし、上限撤廃には各社が国家証券委員会から個別に認可を得る必要がある。

図表 17-6 HOSEの上場企業時価総額上位10社

	会社名	産業分類	時価総額 (兆ドン)
1	ベトナム外商銀行(ベトコムバンク)	銀行	372.9
2	ビンググループ	不動産	361.9
3	ビンホームズ	不動産	357.1
4	ホアファットグループ	鉄鋼	207.5
5	マッサングループ	農業	201.9
6	ベトナム投資開発銀行	銀行	187.7
7	ペトロベトナム・ガス	石油・ガス	184.1
8	ベトナム乳業(ビナミルク)	食料品	180.5
9	ノー・バー・ランド・インベストメント・グループ	不動産	175.7
10	ベトナムテクノロジカルコマーシャル	銀行	175.5

(注) 2022年9月末時点

(出所) Bloomberg 資料より作成

ひとくちメモ 6: キャッシュレス決済の増加

決済の方法に関しては、まだまだ現金主義でキャッシュレス決済はあるとしても QR コードでの決済が中心である。ベトナム政府としても日系の小売店などを含む民間企業においても、キャッシュレス化を進めたい気持ちは大きい。具体的に中央銀行がキャッシュレス決済の拡大に向けて旗印となる目標を掲げており、規制の改正なども進み銀行口座を保有していない層へのキャッシュレス化も拡大している。何よりも、新型コロナウイルスの影響は大きかった。「お札に触りたくない」という人が増え、キャッシュレス決済の拡大に追い風になった。またコロナ以前と比べると銀行口座の保有比率も上がり、地で最大シェアを誇る MoMo（みずほ銀行が出資）や Grab Moca などの QR コード決済のプロモーションを行ったこともあり、キャッシュレス決済の利用が拡大した。

ベトナムは、全人口のうち、約 60%が 30 歳以下と若者が多い国である。それもあってか、スマートフォンの普及率は高く、新しいものを抵抗無く受け入れる人が多い。また、マンションの維持管理費などに関して日本では口座振替といった支払方法が多いが、ベトナムは銀行への信用が低いために自動引き落としは普及してこなかった。ベトナムでは、小売店などでの支払いに限らず、こうした家賃の支払いにもキャッシュレス決済が広がりつつある。

MoMo の他、Viettel Pay（携帯通信大手 Viettel）、Zalo Pay（SNS 大手 Zalo）、AutoPay（IT 大手 FPT）、Payoo（NTT データ子会社）、Samsung Pay（Samsung）など様々な事業者がキャッシュレス決済に参入しており、それぞれ、決済手段の多さ、銀行口座不要（コンビニで入金可）、利用可能店舗数の多さ、決済スピードの速さ、割引やキャンペーンなどを売りに、ユーザーを獲得している。利用店舗からは支払いデータをマーケティングに活かさないかといったニーズも聞かれ、今後はデータの活用法に関するビジネス機会も拡大しそうである。

図表 17-7 株価指数の推移



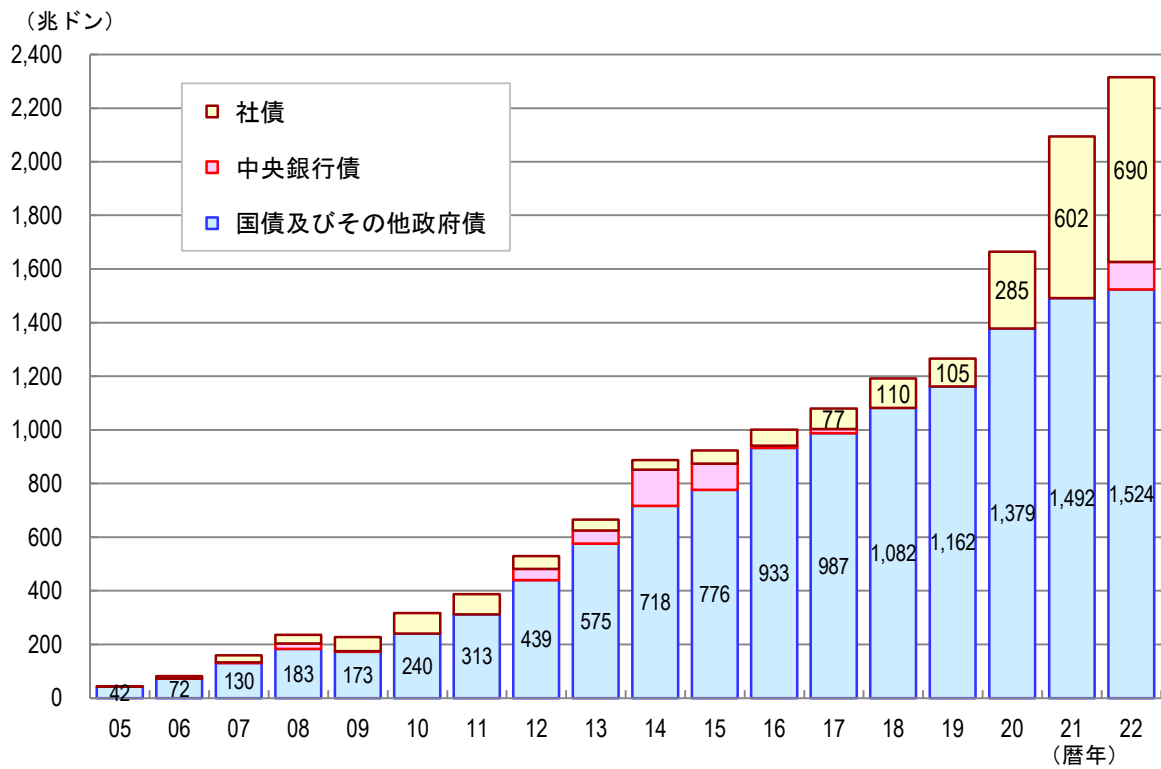
(出所) IMF 資料などより作成

(2) 債券市場

Asian Bonds Online のデータに基づくと、2022 年 6 月末時点のベトナム債券の市場規模は、国債（その他政府債含む）が 1,523 兆ドンと全体の約 66%を占め、次いで社債が 689 兆ドンで全体の約 30%を占めている。ベトナムの債券市場は年々拡大しており、特に近年は社債の発行金額が大きく伸びている（図表 17-8）。

ベトナムの債券の売買は取引所取引が原則であり、HOSE と HNX のいずれにも債券が上場しているが、HNX が債券取引の中心的市场となっている。

図表 17-8 債券残高の推移



(注) 年末値。ただし、20年は6月末

(出所) Asian Bonds Online より作成